平成30年12月13日

平成30年第３回神奈川県議会定例会

建 設 ・ 企 業 常 任 委 員 会 報 告 資 料

県　土　整　備　局

目　　次

Ⅰ　平成30年度県土整備局所管公共事業の評価結果について ･････････････････････････････ 1

Ⅱ　神奈川県手数料条例及び収入証紙に関する条例の改正について ･････････････････････････ 9

Ⅲ　新たな住宅セーフティネット制度に基づく神奈川県賃貸住宅供給促進計画の
策定（素案）について ･･･ 11

Ⅳ　神奈川県高齢者居住安定確保計画の改定（素案）について ･････････････････････････････ 15

Ⅴ　神奈川県県営住宅ストック総合活用計画等の改定について ･････････････････････････････ 18

Ⅰ　平成30年度県土整備局所管公共事業の評価結果について

１　趣旨

県土整備局では、道路や河川等の事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管の国庫補助事業及び県単独事業のうち、一定の要件に該当する事業を対象に、平成10年度から再評価を、平成17年度から事後評価をそれぞれ実施している。

平成30年度は、19事業の再評価及び６事業の事後評価を実施したので、その評価結果について概要を報告する。

２　事業評価の概要

(1) 再評価について

再評価は、事業採択後５年が経過した時点で継続中の事業や、再評価実施後５年が経過した時点で継続中の事業等を対象に、事業の必要性や事業進捗の見通し等の視点で評価を行い、事業を継続するか否か、今後の対応方針について判断するものである。

(2) 事後評価について

事後評価は、事業完了後５年以内の事業のうち、全体事業費が10億円以上の事業や、過去に再評価を実施した事業を対象に、事業効果の発現状況等の視点で評価を行い、改善措置や今後の事後評価の必要があるか否か、今後の対応方針について判断するものである。

(3) 評価実施の手続きについて

再評価及び事後評価を実施する際には、「県土整備局公共事業評価検討会議」（県土整備局副局長を議長とし、関係部課長で構成。以下「検討会議」という。）において対応方針案を決定した後、学識経験者等の第三者から構成される「神奈川県県土整備局公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）」等の審議結果を受け、関係市町村の意見も聴いた上で、あらためて検討会議において対応方針を決定する。

３　平成30年度の評価結果

(1) 再評価実施事業

平成30年度は、道路２事業、河川13事業、公園２事業、海岸１事業、下水道１事業の計19事業について、再評価を実施した。

(2) 事後評価実施事業

平成30年度は、道路５事業、河川１事業の計６事業について、事後評価を実施した。

(3) 委員会等の審議結果

再評価19事業については、委員会等で審議され、いずれも県の対応方針案のとおり「継続」とされた。

事後評価６事業については、委員会で審議され、いずれも県の対応方針案のとおり、「現時点では、特段の改善措置の必要はないことから、事後評価を再度行う必要はない」とされた。

(4) 評価結果

県では、11月22日に検討会議を開催し、今後の対応方針として、委員会等の審議結果に基づき、再評価19事業については「継続」、事後評価６事業については「現時点では、特段の改善措置の必要はないことから、事後評価を再度行う必要はない」と、それぞれ決定した。

なお、評価結果については、第３回県議会定例会建設・企業常任委員会報告後、速やかに、県のホームページを通じて公表する。

参考資料

1　神奈川県県土整備局公共事業評価委員会

(1)　委員名簿

委員長	矢島　　隆	日本大学 客員教授 公益財団法人区画整理促進機構 理事長〈都市計画〉
副委員長	佐藤　隆雄	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 客員研究員〈防災〉
	中村　英夫	日本大学　教授〈社会基盤〉
	畑中　隆爾	弁護士〈法律〉
	高橋　泰成	一般社団法人神奈川県経営者協会 副会長〈産業活動〉
	勝　　悦子	明治大学 教授〈経済〉
	中村　幸人	東京農業大学　名誉教授〈環境〉

（注）〈　〉に委員の専門分野を記載した。

(2)　公共事業評価委員会の開催状況

開催回	開催日	審議内容
第１回	平成30年７月18日	・平成30年度評価対象事業の概要説明 ・現地調査
第２回	平成30年８月10日	・再評価事業の審議（河川６事業） ・河川委員会による審議結果の報告（再評価・河川１事業）
第３回	平成30年８月23日	・再評価事業の審議（道路２事業、公園２事業、海岸１事業、下水道１事業）
第４回	平成30年10月９日	・再評価事業の審議（河川６事業） ・事後評価事業の審議（河川１事業）
第５回	平成30年10月19日	・事後評価事業の審議（道路５事業） ・総括審議

２　神奈川県河川委員会

(1)　委員名簿（平成29年度）

委員長	宮村　　忠	関東学院大学　名誉教授〈河川工学〉
	山本　晃一	元　公益財団法人河川財団河川総合研究所　所長〈河川工学〉
	岡本　雅美	元　日本大学　教授〈利水〉
	守田　　優	芝浦工業大学　教授〈都市水文学〉
	岸井　隆幸	日本大学　教授〈まちづくり〉
	駒井　正晶	慶應義塾大学　名誉教授〈経済〉
	知花　武佳	東京大学大学院　准教授〈河川生態・環境〉
	鎌田　素之	関東学院大学　准教授〈衛生工学〉
	小林　常良	神奈川県河川協会長（厚木市長）〈自治体行政〉
	服部　　敦	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長〈行政〉

（注）〈　〉に委員の専門分野を記載した。

(2)　河川委員会の開催状況（最終審議日）

開催日	審議内容
平成30年３月26日	・再評価事業の審議（河川１事業）

3　平成30年度再評価実施事業の概要

(1) 再評価実施事業　位置図

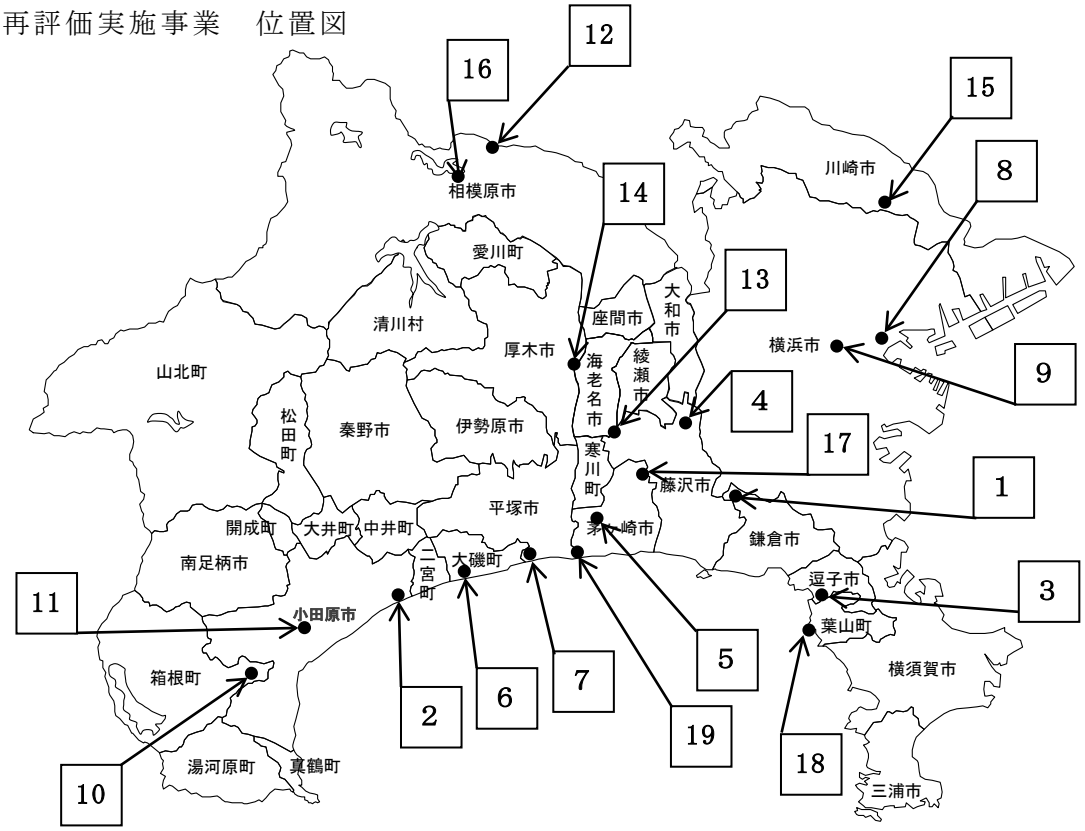

（注）□番号は、再評価実施事業の番号を表す。

(2) 再評価実施事業　一覧表

分野	番号	事業名 ［事業箇所］	再評価の要件（注）	評価結果
道路	1	都市計画道路　横浜藤沢線　街路整備事業 ［鎌倉市関谷～城廻］	イ	継続
〃	2	県道709号（中井羽根尾）〔羽根尾バイパス〕　道路改良事業 ［小田原市羽根尾～前川］	ア	継続
河川	3	二級河川田越川　河川改修事業　※ ［逗子市逗子二丁目地先 他］	イ	継続
〃	4	二級河川引地川　河川改修事業 ［大和市福田地先 他］	イ	継続
〃	5	一級河川小出川　河川改修事業 ［茅ヶ崎市下寺尾、寒川町大曲二丁目地先 他］	イ	継続
〃	6	二級河川不動川　河川改修事業 ［大磯町月京地先 他］	イ	継続
〃	7	二級河川金目川（鈴川）　河川改修事業 ［平塚市虹ヶ浜、大磯町高麗地先 他］	イ	継続
〃	8	二級河川帷子川（地震高潮）　河川改修事業 ［横浜市西区みなとみらい六丁目地先 他］	イ	継続

河川	9	二級河川帷子川（広域河川）　河川改修事業 ［横浜市保土ヶ谷区川辺町地先 他］	イ	継続
〃	10	二級河川早川　河川改修事業 ［箱根町湯本前田地先 他］	イ	継続
〃	11	二級河川山王川　河川改修事業 ［小田原市扇町一丁目地先 他］	イ	継続
〃	12	二級河川境川（津久井）　河川改修事業 ［相模原市緑区川尻地先 他］	イ	継続
〃	13	一級河川目久尻川　河川改修事業 ［綾瀬市吉岡地先、藤沢市用田地先 他］	イ	継続
〃	14	一級河川相模川　河川改修事業 ［海老名市河原口地先 他］	イ	継続
〃	15	一級河川矢上川　河川改修事業 ［川崎市高津区子母口地先 他］	イ	継続
公園	16	津久井湖城山公園　都市公園整備事業 ［相模原市緑区根小屋地内 他］	イ	継続
〃	17	茅ケ崎里山公園　都市公園整備事業 ［茅ヶ崎市芹沢地内］	イ	継続
海岸	18	葉山海岸（一色下山口地区）　海岸高潮対策事業 ［葉山町一色地区真名瀬～真名瀬漁港区域境界］	ア	継続
下水道	19	相模川流域下水道事業 ［平塚市四之宮 他］	イ	継続

※神奈川県河川委員会において、河川整備計画と併せて再評価の審議を実施。

（注）「再評価の要件」
・アは、事業採択後５年が経過した時点で継続中の事業を示す。
・イは、再評価実施後５年が経過した時点で継続中の事業を示す。

4　平成30年度事後評価実施事業の概要

(1) 事後評価実施事業　位置図

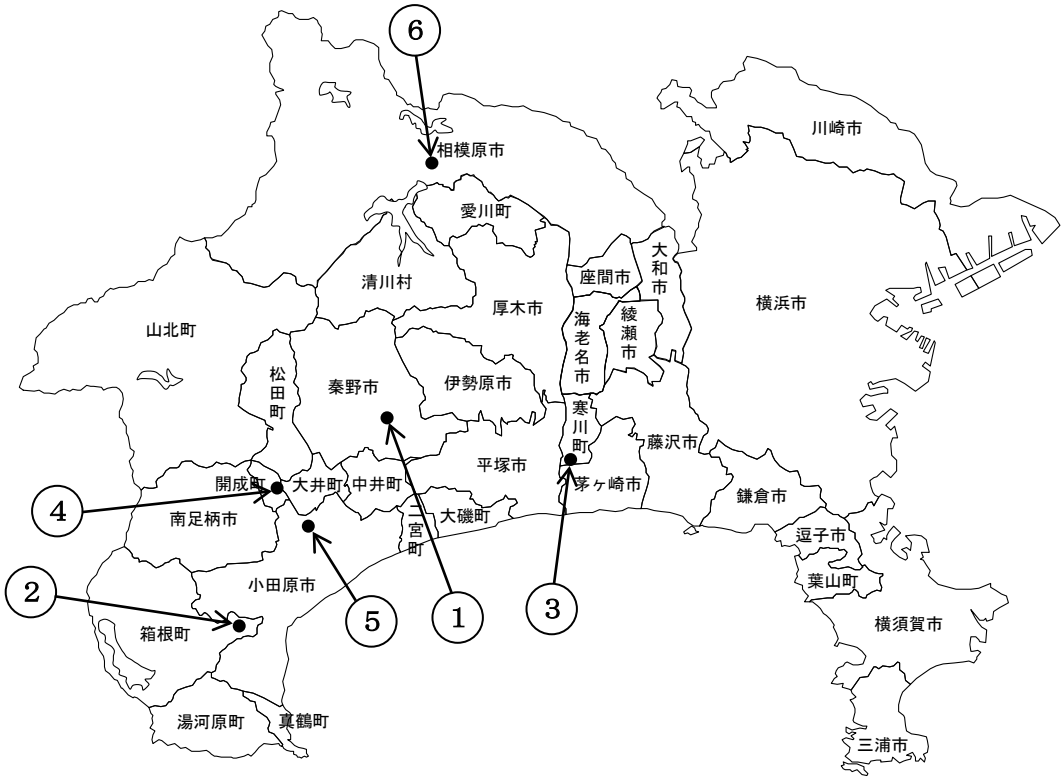

（注）○番号は、事後評価実施事業の番号を表す。

(2) 事後評価実施事業　一覧表

分野	番号	事業名 ［事業箇所］	事後評価の要件 (注)	評価結果
道路	①	県道705号（堀山下秦野停車場）道路改良事業 ［秦野市曽屋～曽屋一丁目］	ウ、エ	事業効果は十分に発現していると考えられ、現時点では、特に改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要性は認められない。
〃	②	国道１号　道路改良事業 ［箱根町湯本地内］	ウ、エ	事業効果は十分に発現していると考えられ、現時点では、特に改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要性は認められない。
〃	③	都市計画道路藤沢大磯線　街路整備事業 ［茅ヶ崎市西久保～寒川町田端］	ウ、エ	事業効果は十分に発現していると考えられ、現時点では、特に改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要性は認められない。
〃	④	県道711号（小田原松田）〔足柄紫水大橋〕　橋りょう整備事業 ［大井町金手～開成町古田島］	ウ、エ	事業効果は十分に発現していると考えられ、現時点では、特に改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要性は認められない。

道路	⑤	県道711号（小田原松田）〔酒匂縦貫道路〕　道路改良事業 ［小田原市桑原～鬼柳］	ウ、エ	事業効果は十分に発現していると考えられ、現時点では、特に改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要性は認められない。
河川	⑥	一級河川串川　河川改修事業 ［相模原市長竹地先 他］	ウ、エ	想定した降雨に対しては、今後の事業効果の発現が期待でき、現時点では、特に改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要性は認められない。

（注）「事後評価の要件」
・ウは、全体事業費が10億円以上の事業を示す。
・エは、過去に再評価を実施した事業を示す。

Ⅱ　神奈川県手数料条例及び収入証紙に関する条例の改正について

1　改正の趣旨

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「所有者不明土地法」という。）が平成30年６月に公布され、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みである地域福利増進事業及び土地収用法の特例に関する規定が平成31年６月１日から施行される。

それに伴い、都道府県知事に対する所有者不明土地の使用権等の取得等についての裁定申請に係る手数料を徴収するため、神奈川県手数料条例及び収入証紙に関する条例を改正するものである。

＜参考＞　条例改正に係る所有者不明土地法の概要

ア　所有者不明土地とは

探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地

イ　背景・必要性

○　土地利用ニーズの低下や土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加している。

○　今後、相続機会が増加する中で、所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。

○　公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障が生じている。

ウ　所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

反対する権利者がおらず、建築物（簡易な構造で小規模なものを除く。）がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

①　地域福利増進事業

⇒　民間企業、NPO、市町村等の事業者が地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行う事業（ポケットパーク（公園）、直売所（購買施設）等）について、都道府県知事が裁定（使用権（上限10年間）を設定）

②　土地収用法の特例（公共事業における収用手続の合理化・円滑化）

⇒　国、県、市町村、道路会社等の起業者又は施行者が行う事業認定を受けた事業又は都市計画事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定（審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化）

２　裁定事務の概要

(1) 地域福利増進事業における裁定

知事は、事業者から所有者不明土地の使用権等の取得の裁定申請があったとき、関係市町村長の意見を聴取し、裁定申請に係る事業が要件に該当するかどうかを確認した後、公告・縦覧を行い、補償金の額について収用委員会に意見を聴取した上で裁定する。

(2) 土地収用法の特例における裁定

知事は、起業者又は施行者から所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請があったとき、公告・縦覧を行い、裁定手続の開始決定の公告・登記嘱託をした後、補償金の額について収用委員会に意見を聴取した上で裁定する。

３　手数料条例等の改正の内容

地域福利増進事業における裁定申請手数料及び土地収用法の特例における裁定申請手数料を新設するため、神奈川県手数料条例及び収入証紙に関する条例を改正する。

４　今後の予定

平成31年２月　　第１回県議会定例会に条例改正の議案を提出
平成31年６月１日　改正条例施行（所有者不明土地法の施行）

Ⅲ　新たな住宅セーフティネット制度に基づく神奈川県賃貸住宅供給促進計画の策定（素案）について

１　背景

平成29年４月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正され、低額所得者や高齢者といった住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の入居を拒まない賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）を、都道府県、政令市、中核市が「登録」を行うとともに、登録住宅の情報を広く要配慮者に提供する新たな住宅セーフティネット制度が平成29年10月から始まった。

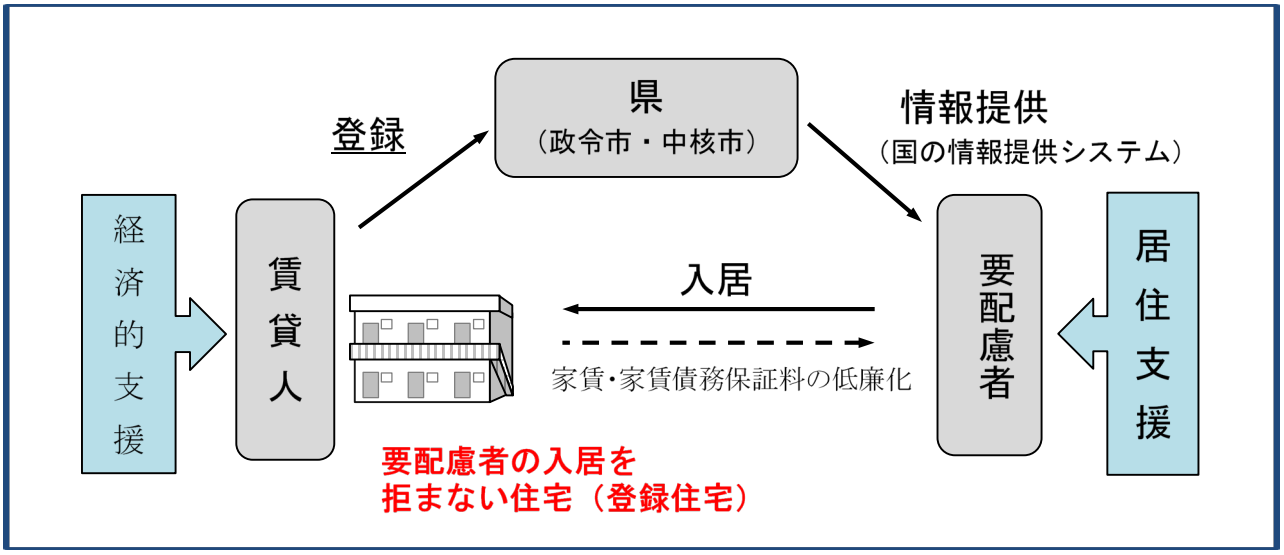

２　策定の趣旨

住宅セーフティネット制度を、地域の実情にあわせ、計画的に推進するために、登録住宅の供給目標や必要な施策等を定める法定計画として、神奈川県賃貸住宅供給促進計画の策定を行う。

３　素案の概要

(1)　計画期間

2019（平成31）年度から2025年度までの７箇年とし、神奈川県住生活基本計画の改定を踏まえ、中間見直しを行う。

(2)　要配慮者の追加

高齢者や低額所得者等のほか、居住支援を行っている団体等からのヒアリングを踏まえ、LGBTの方や、要配慮者に対して生活支援を行う方などを追加。

(3)　賃貸住宅の供給目標

住宅セーフティネット制度は、県営住宅を含む公的賃貸住宅のスト

ックの活用を中核とし、これを補完するために、民間賃貸住宅を提供することを基本とする。

ア　公営住宅　50,000戸(2016年度から2025年度までの募集戸数の累計)

イ　登録住宅　 2,800戸

ウ　民間賃貸住宅の賃貸人等の要配慮者に対する入居拒否感の低減

(4) 賃貸住宅の供給のための主要な施策等

ア　公営住宅

県営住宅の建替えを推進し、適切な管理を行うとともに、子育て世帯等の入居の促進や高倍率の高齢単身者への対応を行う。

イ　居住支援

見守りなどによる生活支援を行う団体、法人に対して居住支援法人となるよう、直接働きかけ、指定を推進するとともに、地域の実情を踏まえたきめ細かい居住支援を行うため、市町村居住支援協議会の設立を促進する。

また、賃貸人の入居拒否感を払拭するため、親族に代わって緊急時の対応を行う居住支援の検討を行う。さらに、福祉部局や市町村と連携のもと、居住支援を伴う住宅のモデル事業のあり方を検討する。

ウ　民間賃貸住宅

従来からの制度である高齢者等の入居を拒まない住宅「かながわあんしん賃貸住宅」のオーナーに対して、本制度の登録住宅への移行を働きかけ、住宅の登録を促進する。

また、国においては、申請書類を大幅に削減する等の対策をとっているが、県ではさらに、国の補助金を活用して、申請手続きの入力事務においても、行政書士等の専門家が業務を担うことで、賃貸人の負担軽減を図るための支援を行う。

4　今後の予定

平成30年12月～31年１月	策定素案に対する県民意見募集の実施
平成31年２月	市町村と法定協議 建設・企業常任委員会に策定（案）を報告
平成31年３月	「神奈川県賃貸住宅供給促進計画」を策定・公表

参考資料

住宅確保要配慮者の範囲

１　住宅セーフティネット法で定める要配慮者

(1) 低額所得者
(2) 被災者（発災後３年以内）
(3) 高齢者
(4) 身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
(5) 子ども（高校生相当以下）を養育している者

２　国土交通省令で定める要配慮者

(1) 外国人
(2) 中国残留邦人
(3) 児童虐待を受けた者
(4) ハンセン病療養所入所者
(5) ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）被害者
(6) 北朝鮮拉致被害者
(7) 犯罪被害者
(8) 生活困窮者
(9) 更生保護対象者
(10) 東日本大震災による被災者
(11) 賃貸住宅供給促進計画で定める者

３　国の基本方針で例示された要配慮者（県で拡大することができる）

(1) 海外からの引揚者
(2) 新婚世帯
(3) 原子爆弾被爆者
(4) 戦傷病者
(5) 児童養護施設退所者
(6) ＬＧＢＴ(レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー)
(7) ＵＩＪターンによる転入者
(8) 要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

かながわの住宅計画の体系図

○　「かながわの住宅計画」は、「かながわ都市マスタープラン」の都市づくりに係る部門別計画として位置付けられており、「神奈川県住生活基本計画」を核となる計画として、その他の計画を個別計画として構成している。

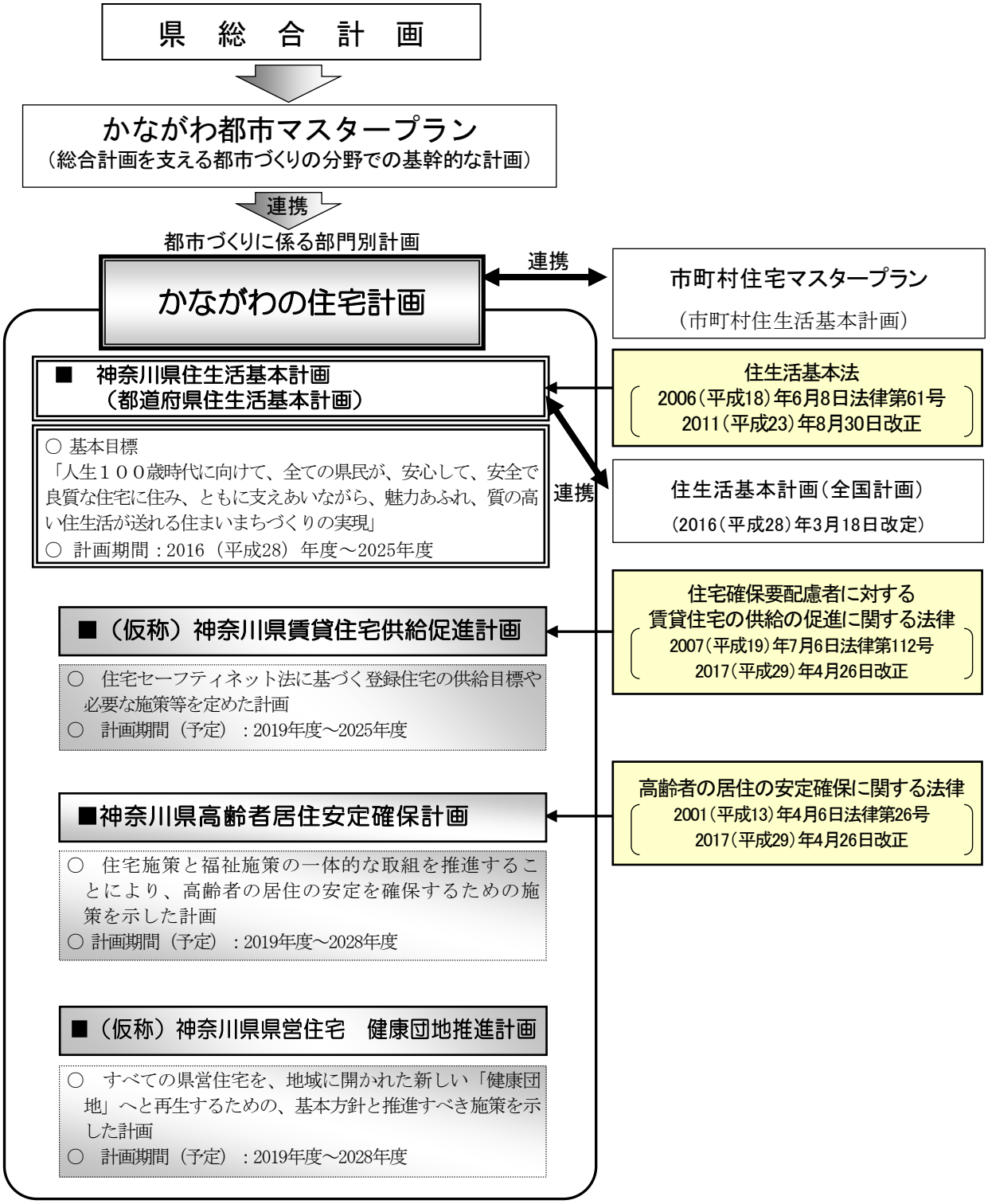

Ⅳ　神奈川県高齢者居住安定確保計画の改定（素案）について

１　計画の概要

神奈川県高齢者居住安定確保計画（以下「現計画」という。）は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく法定計画として、高齢者向け賃貸住宅や介護保険施設等、高齢者の住まいの供給目標などを定め、平成23年４月に策定した。現計画は2015（平成27）年度から2020年度までの６箇年を計画期間としている。

２　改定の趣旨

現計画では、改定後、原則として３年ごとに見直しを行うことを規定しており、高齢者向け賃貸住宅等の供給目標や計画期間を改めるとともに、この間の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（新たな住宅セーフティネット法）」の改正施行等を踏まえた施策を加えるなどの改定を行う。

３　改定素案の概要

(1) 計画期間

2019（平成31）年度から2028年度までの10箇年とし、原則として５年ごとに見直しを行う。

(2) 基本理念

「人生100歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる住まいまちづくり」

(3) 高齢者向け賃貸住宅及び介護保険施設等の主な供給目標

ア	サービス付き高齢者向け住宅	19,000戸
イ	特別養護老人ホーム	定員 39,697人
ウ	特定施設（有料老人ホーム等）	定員 40,802人
エ	認知症高齢者グループホーム	定員 14,337人
オ	軽費老人ホーム	定員　2,135人
カ	養護老人ホーム	定員　1,350人

※アは2011年度から2028年度までの供給の累計戸数、イ～カは「かながわ高齢者保健福祉計画」における2020年度までの目標定員数

(4) 高齢者の居住の安定確保に向けた取組（主な施策）

・サービス付き高齢者向け住宅の登録及び適正管理の促進

・高齢者の住まい等の情報提供の充実

・「新たな住宅セーフティネット制度」に基づく賃貸住宅の活用や居住支援法人の指定の推進

4　今後の予定

平成30年12月～31年１月	改定素案に対する県民意見募集の実施
平成31年２月	市町村と法定協議 建設・企業常任委員会及び厚生常任委員会に改定（案）を報告
平成31年３月	「神奈川県高齢者居住安定確保計画」を改定・公表

参考資料

神奈川県高齢者居住安定確保計画の構成

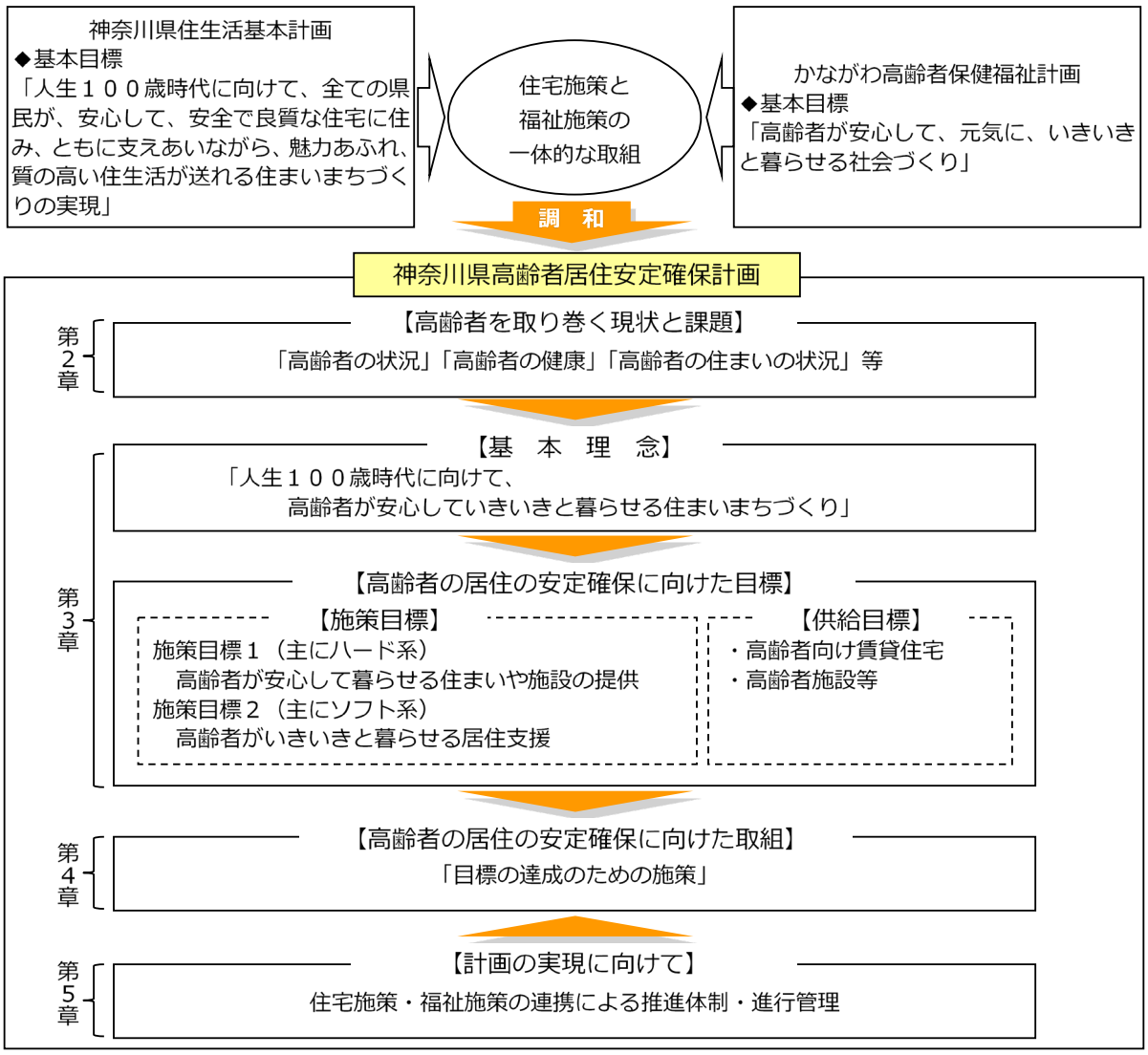

Ⅴ　神奈川県県営住宅ストック総合活用計画等の改定について

１　改定の趣旨

・　これまで県営住宅は、「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」と「神奈川県県営団地再生計画」に基づき、住宅の整備や団地再生等を推進してきた。

・　現在、県営住宅では、施設の老朽化などから、年々、空き家が増加しているため、家賃収入が減少し、施設整備が計画通りに進まないといった悪循環に陥っている。また、入居者の高齢化が著しく進行し、健康団地への再生が必要となっている。

・　今回の改定では、この悪循環からの脱却と健康団地再生の強化を大きな柱とし、これまでの２つの計画を統合して新たな計画「神奈川県県営住宅　健康団地推進計画」を策定し、県営住宅が今後も住宅セーフティネットの中核としての役割を持続的に果たせるよう、取り組む。

健康団地とは、人生100歳時代において、今後、県営住宅が地域活力向上の拠点として持続的に役割を果たすことができるよう、入居者、県、市町、福祉団体等の連携のもと、近隣住民も巻き込んだ多様な交流により、「だれもが健康で安心していきいきと生活できる健康団地」へと再生すること。

２　素案の概要

(1)　計画の位置づけ

本計画は、県の住宅政策である「かながわの住宅計画」の一部であり、「神奈川県公共施設等総合管理計画」の個別施設計画としても位置づける。

(2)　計画期間

2019年度から2028年度までの10箇年とし、原則として５年ごとに見直しを行う。

(3)　基本方針

基本方針を「だれもが健康で安心していきいきと生活できる『健康団地』への再生」とし、４つの施策展開の方向により、計画的かつ効果的に取り組んでいく。

計画の概念図

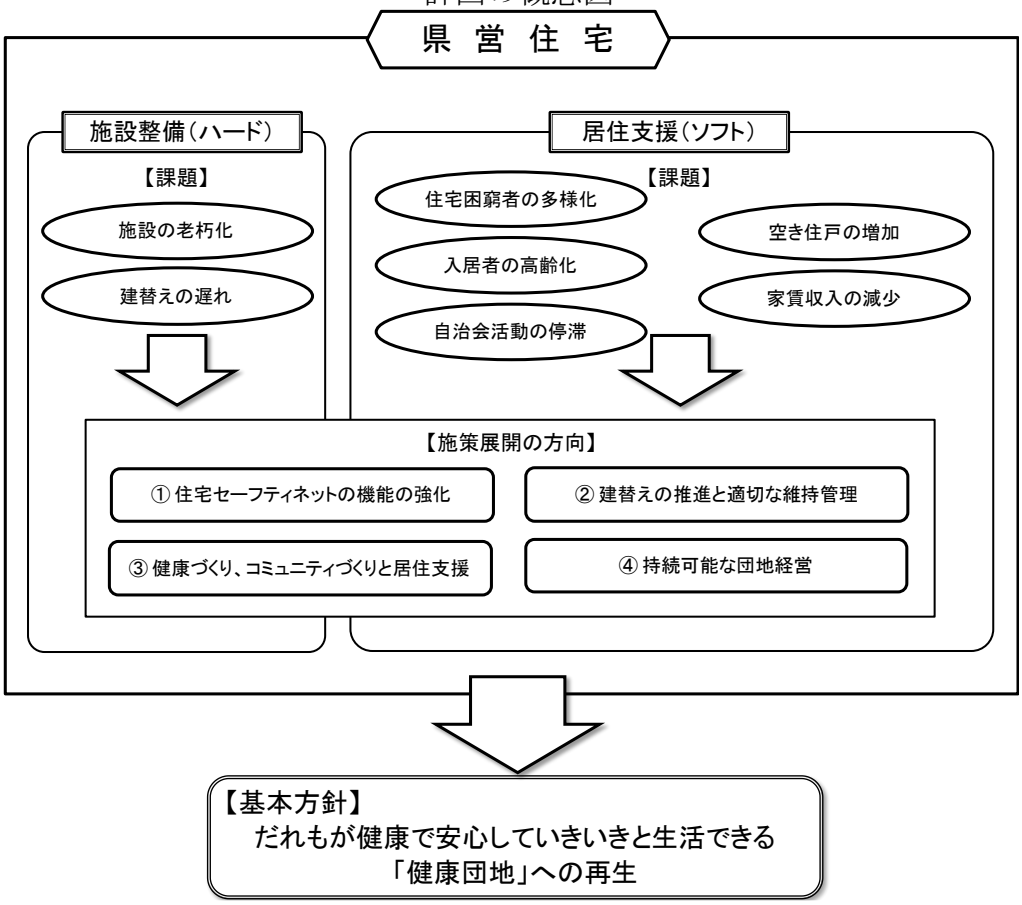

(4) 施策展開の方向１　住宅セーフティネット機能の強化

県営住宅は、重層的な住宅セーフティネットの中核としての役割を担っており、今後も長期にわたって需要が見込まれていることから、現状の約４万５千戸を維持する。その上で、子育て世帯、高倍率の高齢単身者など、多様化する住宅困窮者の入居促進に取り組む。

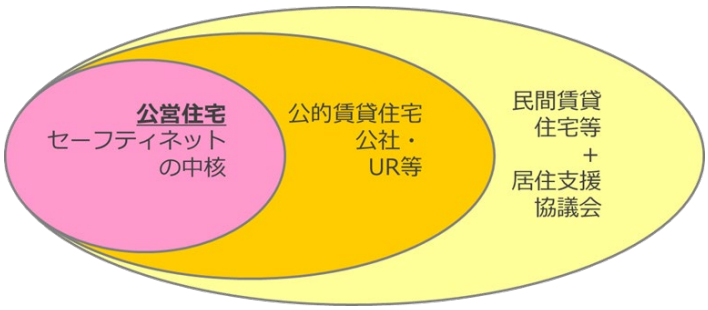

住宅に困窮する低額所得世帯の将来推計

	2015年度	2025年度	2040年度
高齢者単身世帯	120,213	140,570	167,632
高齢者夫婦世帯	81,363	81,853	81,806
子育て世帯	31,545	27,144	20,812
それ以外の世帯	147,563	135,034	105,007
合計	380,684	384,601	375,257

（国土交通省「ストック推計プログラム」で推計）

(5) 施策展開の方向２　建替えの推進と適切な維持管理

今後10年間で建替え時期を迎える住宅が急増することから、今後の整備は建替えに集中し、そのスピードを速めていく（10年間の建替え対象戸数 約7,000戸）ことにより、県営住宅のバリアフリー化や居住性能の向上に取り組む。その他の住宅についても計画的な修繕を行うなど、適切な整備と維持管理に取り組む。

- 建替え団地の選定にあたっては、単に建物の古さだけで決めるのではなく、団地毎の需要、立地、まちづくりとの連携、居住性能などを総合的に勘案して判断する。
- 建替えの事業実施にあたっては、ＰＰＰ／ＰＦＩなど民間活力の導入や余剰地の創出などを進め、県財政の負担軽減を図る。また、健康団地への再生に向け、コミュニティルーム、コミュニティ広場の整備や子育て世帯向け住宅の供給を図る。

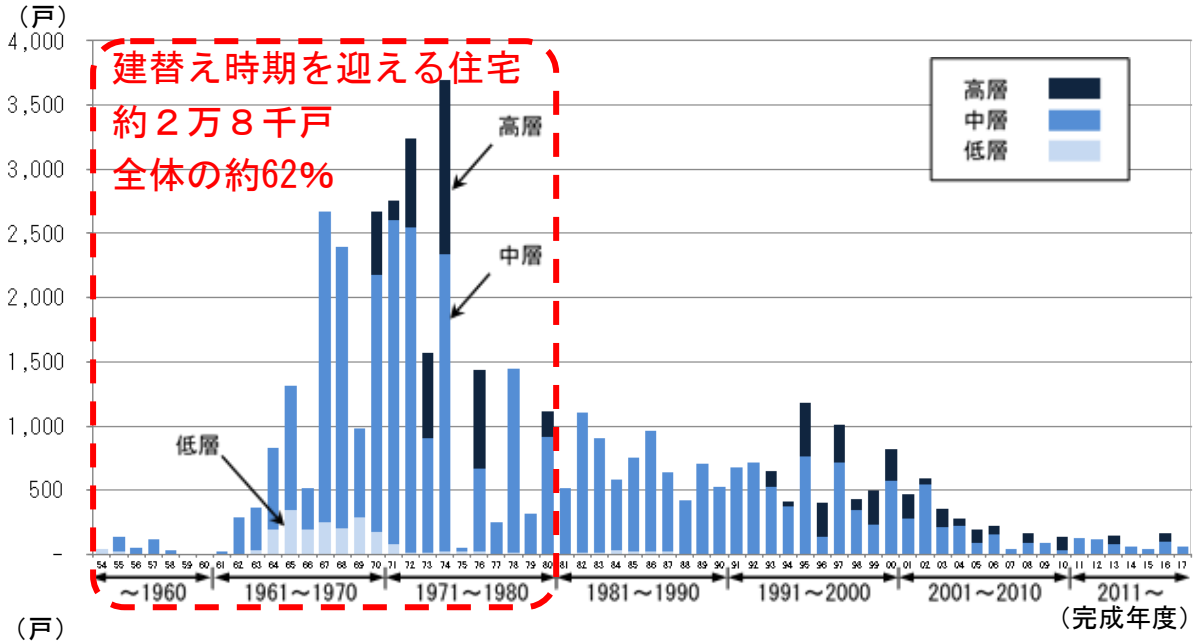

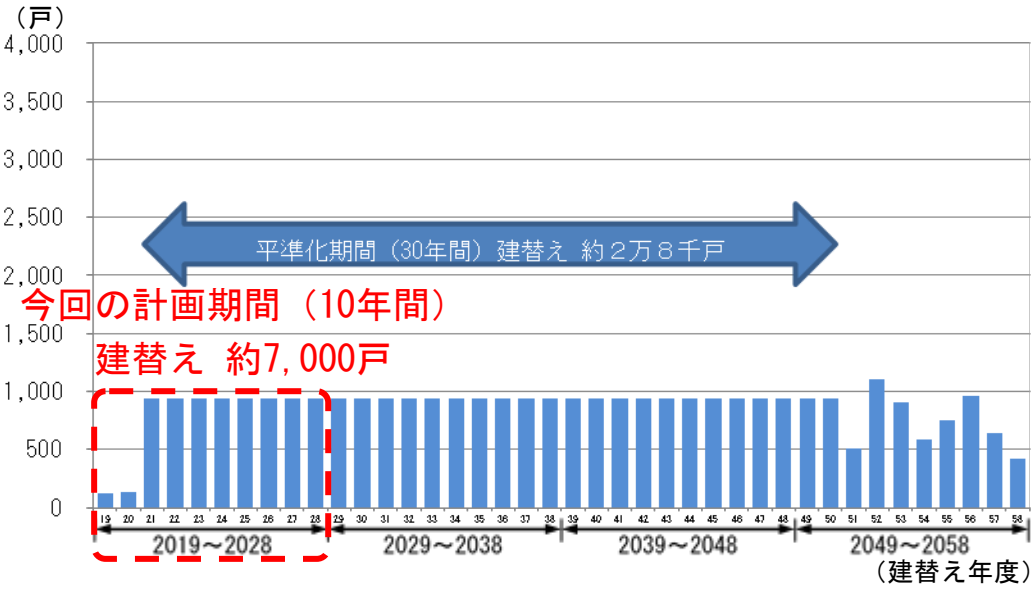

(6) 施策展開の方向３　健康づくり、コミュニティづくりと居住支援

建替えや既存団地の空き住戸活用によって、団地全体のバリアフリー対応や、健康づくり、コミュニティづくりの拠点等の整備を進めるとともに、その拠点等を活用して、入居者、近隣住民、県、市町、福祉団体等が連携しながら、コミュニティ活動の活性化を図る。併せて、入居者が健康で安心して生活するための居住支援に取り組む。

地域との連携による新しいコミュニティづくりのイメージ

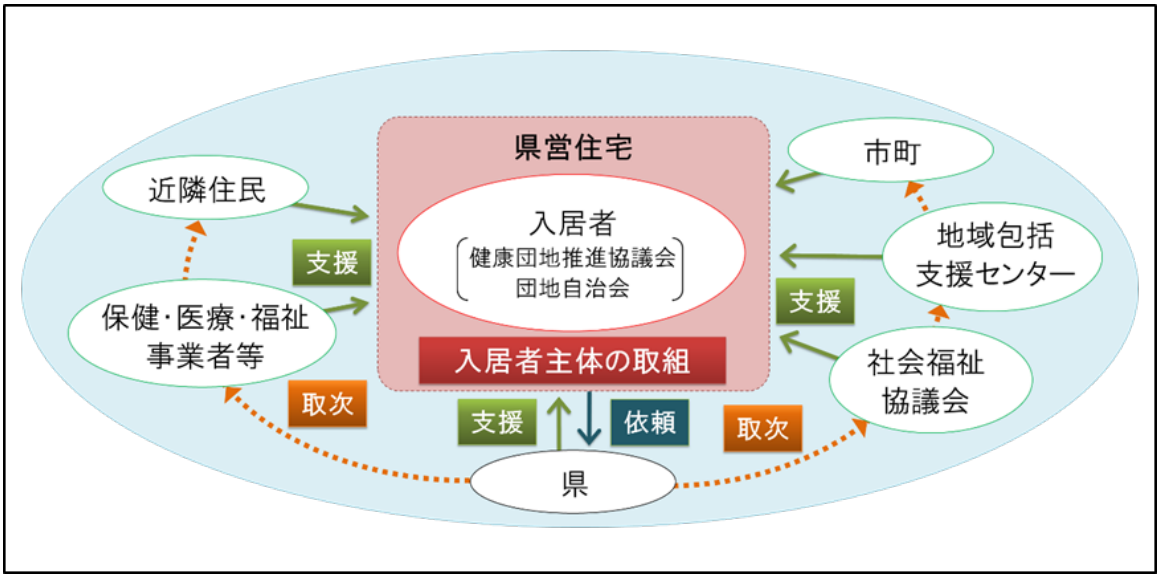

(7) 施策展開の方向４　持続可能な団地経営

ＰＰＰ／ＰＦＩなどの民間活力の導入や、建替えで生じた余剰地の売却収入、建替え後の家賃収入の増加など、様々な工夫によって、これまで以上に事業規模が大きくなっても、県財政の負担を増大させることなく、持続可能な団地経営を実現する。

・　県営住宅の整備にあたっては、余剰地処分金を年度・事業間で活用するため、基金等を設置し余剰地処分金を積み立てて県営住宅整備費に充当することなどを検討する。

　また、一元管理による事業収支の「見える化」を図るため、現在、一般会計で実施している建替えと、特別会計で実施している維持修繕・管理運営を、全て特別会計で行うことなどを検討する。

・　県営住宅の管理にあたっては、募集方法の見直しによる空き住戸の減少、家賃収納率の向上、適正な入居管理などを進め、施設の有効活用や家賃収入の増加に努める。

余剰地処分金の活用イメージ

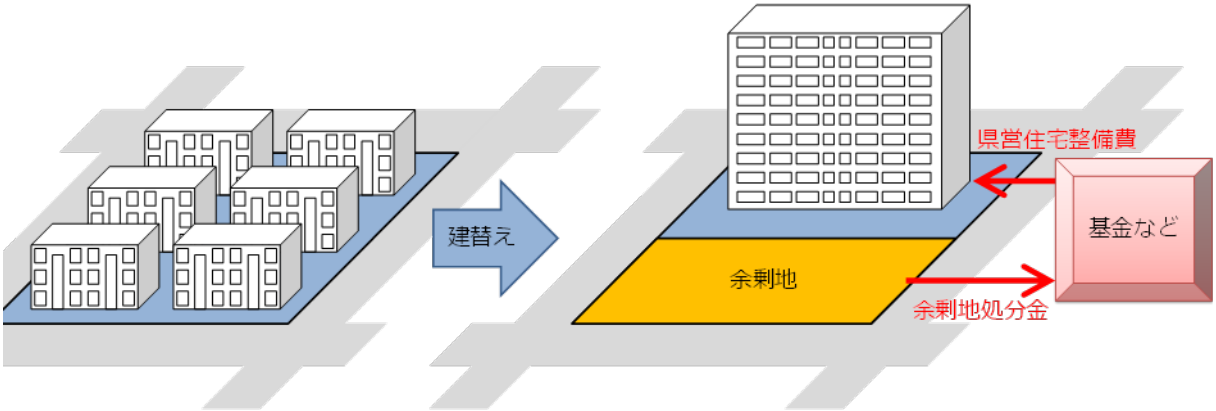

３　今後の予定

平成30年12月～31年１月	素案に対する県民意見募集の実施
平成31年２月	県民意見を反映した案の取りまとめ 建設･企業常任委員会に（案）を報告
平成31年３月	「神奈川県県営住宅　健康団地推進計画」を策定・公表